

事 務 連 絡

平成 29 年 7 月 7 日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
振 興 課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（介護予防・日常生活支援総合事業における事業所評価加算等）の送付について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業における事業所評価加算算定の対象可否に係る審査に関しては、「介護予防・日常生活支援総合事業における事業所評価加算の請求に関する国民健康保険団体連合会における審査の実施について」（平成 29 年 6 月 28 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）によりお知らせしたところですが、これに伴い、今般、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料を作成しましたので送付いたします。

つきましては、貴管内市町村等の関係する全ての担当者へ周知いただくとともに、システム改修の漏れ等が生じることのないよう、特段のご配慮をよろしくお願いいたします。

なお、本資料は、近日、WAMNET に掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話 03-5253-1111（代）

【インタフェース（添付資料Ⅳ）関係】

介護保険計画課 松田、長尾（内線 2162）

【事業所評価加算（添付資料Ⅰ）関係】

振興課地域包括ケア推進係 宇野（内線 3982）

<添付資料>

資料番号は、平成 29 年 3 月 30 日に送付した「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」を引用しています。

なお、IV資料 1 5 及びIV資料 1 6 は、新規追加した資料です。

I 事業所評価加算関係資料

資料 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成 1 2 年 3 月 8 日老企第 4 1 号）

IV 介護給付費請求書・明細書及びインタフェース関係資料

資料 5 国保連合会とのインタフェースの変更について

資料 1 5 事業所評価加算にかかる介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票作成パターン
(新規資料)

資料 1 6 事業所評価加算にかかる事業所異動（訂正）連絡票作成パターン
(新規資料)